

イ)。

なお、原告は、府国旗国歌条例について、君が代の起立斉唱を義務付けるものであり、国旗国歌法の制定経緯や学習指導要領の内容、教育の本質・実践の観点等からして、憲法94条に違反する旨主張する。しかしながら、府国旗国歌条例は、伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛する意識の高揚、国際社会の平和と発展に寄与する態度の滋養及び府立学校等における服務規律の厳格化を目的として、国歌斉唱の際に起立して斉唱することを定めているところ、かかる定めは、上記学校教育法及び国旗国歌法の趣旨とするところに従い、かつ、卒業式等教育上の特に重要な節目となる儀式的行事においては、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序を確保して式典の円滑な進行を図ることが必要であるという観点から、上記のとおり、儀礼的な所作としての国歌斉唱時の起立を行うこととしたものと認めることができる。したがって、憲法94条に違反する旨の府国旗国歌条例に関する原告の主張は理由がないといわざるを得ない。

(ウ) そして、全体の奉仕者として法令等及び上司の職務上の命令に従って職務を遂行すべきこととされている地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性（憲法15条、地公法30条、32条）に鑑み、枚方なぎさ高校の教員である原告は、法令等及び職務上の命令に従わなければならない立場にあり、地公法に基づき、学習指導要領を踏まえて、その勤務する学校の校長から学校行事である本件卒業式に関して本件職務命令を受けたものである。

(エ) 以上の点に照らすと、本件通達及び本件職務命令は、高等学校教育の目標や卒業式等儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序

の確保とともに当該式典の円滑な進行を図る目的を有するものといえることができる。

ウ 以上認定説示した点からすれば、本件通達及び本件職務命令は、上記(1)イで述べたように外部的行動の制限を介して原告の思想・良心の自由についての間接的な制約となる面があることは否定できないものの、その目的及び内容並びに上記制限を介して生ずる制約の態様等を総合的に衡量すれば、上記制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められ、これらの根拠となった府国旗国歌条例についても、違憲・違法であるということとはできないというべきである。

(2) 原告は、式場外での職務を命じる本件職務命令が、原告の思想・良心に着目した不合理な差別であり、憲法14条に違反するものである旨主張する。

確かに、正門校内外警備・自転車整理の職務が割り当てられれば、本件卒業式には出席できなくなる。しかしながら、原告は、本件卒業式に際して、突如として、国歌斉唱時に不起立とする意向を示したのではなく、本件卒業式に先立つ本件入学式においても、職務命令に反して入学式不起立を行い、本件戒告処分を受けていること、その際、入学式開始直前に、覚道教頭から正門警備に戻るよう指導を受けたが、「騒ぎになりますよ。」などと言ってその指導に従わなかった（前記前提事実(4)）ことなどから、森校長は、本件卒業式においても原告が国歌斉唱時に起立斉唱しない可能性が高く、そのような事態となれば、再度の職務命令違反や卒業式場内での混乱が生じるおそれがあることから、そのような混乱を避けるため、本件職務命令を発したことがうかがわれる（甲22、23、乙2、乙7、弁論の全趣旨）。そして、既に説示したように国歌斉唱時における起立斉唱を命じた本件通達や本件職務命令が府立学校の教職員の思想・良心の自由を侵害するものとは認められないこと、卒業式等という重要な学校行事における教職員による国歌斉唱時における不起立不斉唱行為という職務命令違反行為は、その結果、学校の儀

式的行事としての式典の秩序や雰囲気を一定程度損なう作用（影響）をもたらすことは否定し難く、それにより式典に参列する生徒への影響も伴うことについても否定し難いこと、卒業式においては式場内のみならず式場外の業務も不可欠の業務として存在するのであって、これらを担当する教職員を配置することが必要となること、そもそも校長は、枚方なぎさ高校の校務を掌理し、卒業式等の学校行事における教員の職務担当を決定する広い裁量を有していることなどの事情をも併せ鑑みると、本件職務命令は、卒業式の儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒等への配慮を含め、卒業式という教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに式典の円滑な進行を図ることを目的として発出されたものであり、合理的かつ正当な理由に基づくものであると認められる。したがって、本件職務命令が憲法14条に違反する旨の原告の上記主張は採用できない。

(3) 以上のとおり、本件通達及び本件職務命令は、その根拠ないし前提となった府国旗国歌条例も含めて、原告の思想・良心の自由を侵害し、憲法19条及び同14条に違反するとはいえないと解するのが相当であり、本争点に関する原告の主張は、いずれも採用することができない。

2 争点2（憲法21条[表現の自由]違反）

原告は、府国旗国歌条例及び本件職務命令によって、原告が国歌斉唱時に起立せず着席するという行為が禁止されることとなり、これは憲法21条が保障する表現の自由を侵害するものであると主張する。

しかしながら、上記1(1)において認定説示したとおり、卒業式等の学校行事における国歌の起立斉唱行為は、特定の思想又はこれに反する思想の表明として外部から認識されるものとして評価することは困難であり、しかも職務上の命令等に従ってこのような行為が行われる場合には、上記のように評価することは一層困難であって、消極的な原告の表現の自由を侵害するものと評価する

ことはできない。したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

3 争点3（憲法23条[学問の自由]、同26条[教育を受ける権利]違反）

(1) 原告は、府国旗国歌条例及び本件職務命令は、公立学校の行事における国歌斉唱時の起立斉唱を義務付けるもので、これは一定の教育権が認められた教員の教育実践に君が代の起立斉唱を強制することにより介入すると同時に卒業式の在り方という教育内容についての公権力による介入であるとして、憲法23条及び同26条に違反すると主張する。

(2) 普通教育の場合において、教師が公権力によって特定の意見のみを教授されないという意味において、また、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接的な人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法についてある程度の自由な裁量が認めなければならないという意味において、教員にも一定の範囲における教授の自由が認められる。しかしながら、大学教育の場合には、学生が一応教授内容を批判する能力を備えていると考えられるのに対し、普通教育においては、児童・生徒については、このような能力がないか、あるいは、制限されており、教師が児童・生徒に対して強い影響力、支配力を有していること、普通教育では、児童、生徒の側に学校や教師を選択する余地が乏しく、教育の機会均等を図る上からも全国的に一定の水準を確保すべき要請があることなどからすると、普通教育において、教師に完全な教授の自由を認めることはできないと解するのが相当である（最高裁昭和51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615頁参照）。

(3) そして、上記1(1)において認定説示したとおり、本件通達、本件職務命令及びその根拠及び前提となった府国旗国歌条例は、高等学校教育の目標や卒業式等儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに当該式典の円滑

な進行を図る目的を有するものであって、直接に児童・生徒に対する教育内容や方法に関して発出されたものとはいえないことに加えて、卒業式等の学校行事は、個々の教員が行う授業等とは異なり、全卒業生、全在学学生及び教職員並びに保護者等も含めた参加者が、一定の式次第に従って行う教育課程における特別活動の一部として実施される儀式である点も併せ考慮すれば、本件通達等が児童・生徒に対して誤った知識や一方的な観念を植え付け、児童・生徒の自由かつ独立した人格形成を妨げるかのような内容の教育を施すことを教員に強制するものとはいえず、教員の教育の自由に対する侵害や教育内容に対する介入であるとは認められない。したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(4) なお、原告は、本件通達は、教育内容又は教育方法に関する事項であり、権限ある職務上の上司ではない教育長が発出することができないものであるから、同通達に基づく本件職務命令は、本件減給処分的前提となる有効な職務命令と捉えられない旨主張する。

しかしながら、上記3(3)で説示した事情に加えて、教育長は府教委の指揮監督の下に府教委の権限に属するすべての事務をつかさどると規定されているところ(平成26年法律第76号による改正前の地教行法17条1項)、府教委の権限には教職員のサービスの監督に関する事務が含まれているから、教育長は、府立学校の教職員に対するサービスの監督について執行権限を付与されており、地方公務員法32条の「上司」(当該地方公務員との関係において、これを指揮監督する権限を有する者)として、府立学校の教職員に対して本件通達を発する権限を有するものと解するのが相当である。そうすると、原告の上記主張は理由がなく、本件通達は、原告に対する関係で正当な職務命令であると認められる。

4 争点4(本件減給処分が裁量権の範囲を逸脱又は濫用するものか)

(1) 認定事実

前記前提事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実を認めることができる。

ア 本件戒告処分に至る経緯

(7) 原告は、本件入学式に先立つ平成24年4月2日、校長室に赴き、森校長に対して、式場内での役割分担を与えるよう求めたが、これを拒否され、さらに、森校長から本件通達にあるように同入学式の国歌斉唱時において起立して斉唱するなどの指導を受けるなどした。

また、原告は、同月4日にも校長室に赴き、森校長に対して、式場外の役割を与えられた場合に式場内に入ったらどようになるか問うたところ、同校長からそれが職務命令違反に該当し、式場内に入って国歌斉唱時に不起立不斉唱であった場合には二重の職務命令違反になるので、職務命令に従うようにとの指導を受けた。

(イ) 森校長は、同月6日、同校の職員会議において、原告を含む同校の教員に対して、本件通達及び役割分担表を配布した上で、国歌斉唱時においては、式場内の全ての教職員は起立して斉唱すること及び当日の役割分担表に基づき職務に専念する旨の平成24年度職務命令を発した。上記役割分担表によれば、教員それぞれについて役割が割り振られ、その役割が式場内のものか、それとも式場外のものであるかについてはそれぞれ「○」の記号が付されるなどして区別されて記載されているほか、いずれの役割についてもそれを果たした後に入学式への参列を認める旨の記載は存在しない。原告は、上記役割分担表においては、その余の数名の教員と共に正門警備を担当することとなった。なお、上記職員会議において、原告は、森校長に対し、役割分担を変更することは可能かという質問をしたところ、同校長は、覺道教頭と相談するようにと返答したが、その後、原告が同教頭に役割分担の変更を求めることはなかった。

(ウ) 原告は、同月9日、当初は正門警備に従事していたものの、本件入学

式が開始される10分ほど前には、その余の正門警備を行う教員に何ら告げることなく正門から離れて、入学式会場である体育館に入り、職員用に用意されていた椅子に着席した。覚道教頭は、原告が着席したことを確認したことから、同人のそばまで行き、原告に対して、「持ち場に戻るように。」などと言って、同人に対する職務命令（正門警備）を果たすように指示したが、原告は「騒ぎになりますよ。」などと答えて、正門に戻ることはなく、着席したままであった。

原告は、その後始まった同式中の国歌斉唱時において、起立斉唱しなかった（入学式不起立）。

(イ) 入学式不起立について、同月18日に事実の確認及び弁明の機会の付与のための事情聴取が原告に対して行われることになったが、原告は、この事情聴取を辞退する旨の文書（乙3）を提出して、これに出席しなかった。原告は、被告に対して、同月13日付けで入学式不起立に至った理由を説明する顛末書を提出し、その後23日付けで顛末書追加資料と題する書面（乙4）を提出した。原告は、上記顛末書追加資料において入学式で起立しなかった理由について説明しているほか、その態様について「正門には多数の教員が待機しており、万が一何かが起こっても対処する体制はあると判断できました。つまり、私が14時から始まる入学式に参列しても支障はないと判断したわけです。私は、そのまま、体育館の入学式式場に向かいました。開式の5分前のことです。私は迷わず参列者の席に座りました。保護者はその時点で大半が着席されました。私が座ってまもなく、教頭から「自分の持ち場にもどってください。」と声をかけられました。参列を決めていた私は、保護者を前にしてその場で言い争いになることは何としても避けたいと思っていました。おそらく教頭も同じ気持ちであったろうと思います。着席したまま、「騒ぎになりますよ」と答え、そしてそのまま式は始まりました。開式

の辞の後、国歌斉唱の号令時、黙ってそのまま座りました。」などと記載している。

(ロ) 原告は、入学式不起立について、本件戒告処分を受けた。

(以上につき、前記前提事実(3)、乙2ないし4、証人澤田、原告)

イ 原告が森校長に対して本件卒業式の参列を求めたこと

原告は、平成25年2月25日の職員会議の前に、校長室に赴き、森校長に対して、本件卒業式に式場内で参列したい旨の希望を伝えたところ、同校長は国歌斉唱時に起立する旨を原告が言明しない限りは同人に式場内の役割を振ることはできないと伝える一方で、仮に、それが真意に基づくものか否かはさておき、原告が国歌斉唱時に起立する旨言明した場合に、式場内の役割を割り当て、原告がやはり起立できなかったという形にして原告の希望を叶えるのも一つの方策である旨を原告に伝えた。原告は、これに対して、考えてみる旨返答したものの、その場で森校長に対して国歌斉唱時に起立する意思があるということを伝えたことはなく、森校長は、同日昼頃には上記提案を撤回した。また、森校長は、原告に対して、仮に、上記方策に従って原告が起立をしなかった場合には、やはり職務命令に違反することになることを伝えたが、これに対して原告は分かっている旨発言した。

この際、原告は、森校長に対し、正門警備等の職務に割り当てられた教員が多数いることについて疑問を呈したが、同校長は、何があるか分からないため、それだけの人数を割り振っている旨回答した。

なお、原告は、所持していた携帯電話の録音機能を使用して上記会話を録音していたが、その旨を森校長に伝えることはなく、同校長は上記会話が録音されていることを認識していなかった。

(甲22、23、乙7、原告、弁論の全趣旨)

ウ 本件職務命令の発令

森校長は、平成25年2月25日に開催された職員会議において、原告を含む同校の教員に対して、本件通達及び教員の役割分担表を配布した上で、同校の卒業式の国歌斉唱時においては、式場内の全ての教職員は起立して斉唱すること及び当日の役割分担表に基づき職務に専念する旨の本件職務命令を発した。上記役割分担表は、本件入学式（上記アイ）と同様に、式場内の職務と式場外のそれとが区分されたものであり、原告はその他の教員数名と共に、正門校内外警備・自転車整理の職務（以下「正門警備等」という。）が割り当てられた。上記役割分担表においても、上記アイのものと同様の形式によって式場内の職務と式場外のそれとは区別されて記載されているほか、当該役割を果たした後は卒業式に参列することを認める記載は存在しない。

（前記前提事実(4)ア、乙7、11）

エ 原告が覚道教頭に対して本件卒業式の参列を求めたこと

原告は、同月27日、覚道教頭に対して、本件卒業式において参列したいなどと発言したところ、同教頭は原告に対し、式場内には原告の席がなく、本件職務命令に従うように告げた（乙7、原告）。

オ 本件不起立の経緯及び態様等

原告は、本件卒業式が開催された同年3月1日、正門付近において、その警備等を行っていたが、本件卒業式の開式前頃になって、正門警備等を行っていたその余の教員に何ら告げることなく、その場から離れ、式場外にあった丸椅子を携えて式場内に入り、式場内で参列する職員の席の隣に丸椅子を置き、着席した。なお、式場内における教員の着席位置は、事前に決められており、原告を含めて式場外の役割を命じられた教員の席は準備されていなかった。

原告は、国歌斉唱時、上記丸椅子に着席したままで、起立斉唱しなかった（本件不起立）。

なお、原告の本件不起立行為により、本件卒業式の進行自体が妨げられるということにはなかった。

（前記前提事実(4)イ、甲19、20、27、乙7、11、証人福井、原告）

カ 原告による顛末書の提出等

府教委は、原告に対して、本件不起立について事実の確認と弁明の機会を与えるために同月6日に事情聴取を行うことしたが、原告はこれに対し「事情聴取の辞退について」と題する書面を提出してこれに出席せず、本件不起立に至った理由等を記載した顛末書を提出した。上記顛末書には、「私は、3年間、いろんな形でかかわってきた第7期生の卒業式に参列したいと考えました。本来なら、校長を説得する必要があったかもしれませんが。誰かに役割分担を変更してもらう道もあったかもしれませんが。しかし、役割分担と起立斉唱の職務命令が出ている以上は、私は、できるだけ他の現場の教員に被害が及ばない形で参列したいと考えました。」などの記載がある。

（乙8、9、原告）

(2) 本件減給処分と府職員基本条例との関係

原告は、機械的累進加重による懲戒処分を定めた府職員基本条例27条2項は、地公法27条の趣旨に反するもので、憲法94条に反し、違憲無効であるところ、本件減給処分は、同条例27条2項に基づいてされたものであるから、違憲無効である旨主張する。

しかしながら、同項は、府職員に職務命令違反があり、任命権者による研修等の措置が講じられたにもかかわらず、なお職務命令に違反する行為を繰り返す、それが5回（同一の職務命令の場合は3回）に達した場合の標準的な処分は、分限免職処分と定める規定であるのに対して、本件減給処分は本件職務命令に違反する懲戒処分であるから、そもそも本件に府職員基本条例27条2項は適用されない。したがって、同項が憲法94条に反するか否か

を検討するまでもなく、原告の主張はその前提を欠き、主張自体失当である。

(3) 本件減給処分に係る裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に関する判断枠組み

ア そもそも公務員に対する懲戒処分について、懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の前記行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきかを決定する裁量権を有しており、その判断は、それが社会通念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に、違法となるものと解される（最高裁昭和52年12月20日第三小法廷判決・民集31巻7号1101頁，最高裁平成2年1月18日第一小法廷判決・民集44巻1号1頁参照）。

イ ところで、上記1ないし3において認定説示したとおり、本件職務命令等は、憲法19条等憲法の規定に違反するものではなく、学校教育の目的や卒業式の儀式的行事の意義、在り方等を定めた関係法令等の諸規定の趣旨に沿って、地方公務員の地位の性質及びその職務の公共性を踏まえ、生徒等への配慮を含め、教育上の行事にふさわしい秩序の確保とともに式典の円滑な進行を図るものであって、このような観点から、その遵守を確保する必要性があるものといえることができる。

もともと、本件で問題となっている減給という処分は、処分それ自体によって教員の法的地位に一定期間における本給の一部の不支給という直接の給与上の不利益が及び、将来の昇給等にも相応の影響が及び、毎年度2回以上の卒業式や入学式等の式典において当該教員が式場内での役割が与えられ、国歌斉唱の不起立を繰り返した場合には、そのたびに懲戒処分が累積して加重されると短期間で反復継続的に不利益が

拡大していくことが懸念される場所である。なお、原告は、本件卒業式直後に定年退職しているものであるが、上記の各不利益が及ぶ可能性があることは否定できない。また、府職員基本条例は、職務命令に違反した職員の標準的な懲戒処分は戒告とする旨規定している（前提事実(2)エ(i)）。

そうすると、懲戒処分として戒告を超えて減給の処分を選択することが許容されるのは、過去の非違行為における懲戒処分等の処分歴や不起立行為等の前後における態度（以下、併せて「過去の処分歴等」という。）に鑑み、学校の規律や秩序の保持等の必要性と処分による不利益の内容との権衡の観点から当該処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情が認められる場合であることを要すると解すべきである。

そして、上記の相当性を基礎付ける具体的な事情が認められるためには、例えば過去の1回の卒業式等における不起立行為等による懲戒処分の処分歴がある場合に、これのみをもって直ちにその相当性を基礎付けるには足りず、上記の場合に比べて過去の処分歴に係る非違行為がその内容や頻度等において規律や秩序を害する程度の相応に大きいものであるなど、過去の処分歴等が減給処分による不利益の内容との権衡を勘案しても規律や秩序の保持等の必要性の高さを十分に基礎付けるものであることを要するというべきである（最高裁平成24年1月16日第一小法廷判決・裁判集民事239号253頁参照）。

(4) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に関する検討

以上の点を踏まえて、本件減給処分について、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるか否かについて検討する。

ア(ア) まず、過去の懲戒歴である本件戒告処分についてみると、その態様は、原告が、正門警備に従事するという職務命令を受けていたにもかかわらず、正門警備の役割を独自の判断で放棄した上で、参列することが予定

されていなかった入学式会場に無断で入り、覚道教頭から本来の持ち場である正門警備の職務に戻るよう指示を受けたにもかかわらず、「騒ぎになりますよ。」などと申し向けて会場内に留まり、国歌斉唱時に起立斉唱しなかったというものである。

この点、原告は、上記のとおり、式場内での役割を与えられていなかったのだから、正門警備に従事するという職務命令に従っていれば、国歌斉唱時に起立斉唱を求められるということもなかったにもかかわらず、同職務命令に違反するものであることを明確に認識しながら、あえて同役割を放棄して、式場内に立ち入ったと認められる。また、その後、式場内において、覚道教頭から、本来の役割である正門警備に戻るよう指示を受けたにもかかわらず、これに従わなかったばかりか、「騒ぎになりますよ」などと申し向けている点は、森校長あるいは覚道教頭が、原告に対して、本来の役割である正門警備に就くように指示、指導を継続すれば、それに対して無用の混乱を招くような態様で対応することを示唆したものであると認められ、他方、原告が上記のような言動に及んだのが入学式の開始直前であったことも相まって、森校長らとしても、これ以上、原告に対する指示、指導を継続すれば、かえって入学式の円滑な開始・進行を妨げることになりかねないことから、原告に対する指示、指導を打ち切ることもやむを得ないとの認識に至らせたものであると認められる。そして、原告は、上記のようにして本来の職務（正門警備）に従事することなく、式場内に居座った上で、国歌斉唱時には起立せず、斉唱もしなかったのである。

以上のような経緯等に鑑みれば、本件戒告処分の対象となった入学式不起立行為は、式場内の役割を与えられて式場内にいた教員が国歌斉唱時に不起立不斉唱であったという事案とは、職務命令違反の態様及びその程度等を大きく異にするものであるといわざるを得ない

(イ) この点につき、原告は、正門警備は適宜果たせばよく、入学式が挙行されている時間を含めたものではないのであって、その役割を途中で放棄したものではないと主張し、原告及び証人福井も同旨の供述等をする。

しかしながら、本件入学式における役割分担表においては、式場外と式場内との役割が明確に区分されており、原告もこのことを十分に認識していたと認められること（認定事実ア(イ)、同(イ)）、そもそも不測の事態に備えるという正門警備という役割の性質に照らして、入学式の適宜の時点でその役割果たせばよいものとはおよそ捉えられないこと、原告は同じく正門警備を担当しているその余の教員に対して持ち場を離れることを告げることはなかったこと（認定事実ア(ウ)）、原告が入学式会場に入ったのは入学式が開始される前の時点であり、入ってから覚道教頭から本来の持ち場である正門に戻るよう指示を受けていること（認定事実ア(ウ)）、以上の各事情に鑑みれば、原告に与えられた正門警備の役割は平成24年入学式が終了するまで継続して果たされるべきものであったものと認めるのが相当であり、そのことを原告においても、その作成にかかる顛末書等の記載等（認定事実ア(四)）に照らして、十分に認識していたものと認められる。そうすると、原告は、独自の判断によって正門警備の職務役割を放棄したものといわざるを得ない。

(ウ) 以上の各事情に照らすと、本件戒告処分の対象となった原告の行為については、本件通達及び正門警備を行う旨の職務命令にいずれも違反するものであり、式場内の役割を与えられて式場内にいた教員が、国歌斉唱時に不起立を行った事案と比して、地方公務員として期待される規律や秩序を害する程度は相応に大きいものがあったといえる。

イ(ウ) 次に、本件減給処分の対象となった本件不起立行為についてみると、原告は、本件卒業式においても、本件入学式と同様に、予め職務命令として正門警備等の役割を与えられていたこと、原告は、森校長あるいは

覺道教頭と面談した際に、同校長らから、国歌斉唱時に起立する旨を言
明しない原告に式場内の役割を割り当てることはできないから、式場内
に原告の席はなく、職務命令に従って正門警備等の役割に従事するよう、
再三にわたり指示、指導されていたこと（認定事実イないしエ）、原告
は、本件戒告処分を受けていたのであるから、本件卒業式において、職
務命令に反して、正門警備等の役割を放棄して式場内に立ち入り、国歌
斉唱時に起立しないというような行為に及べば、懲戒処分を受けること
になることを明確に認識していたと認められ、森校長あるいは覺道教頭
が、原告に式場外での役割を与え、あるいは式場外での役割に従事する
よう伝えたのも、原告が国歌斉唱時に起立斉唱しない意向を明らかにし
ていたことから、原告に式場内に立ち入ることとなれば、原告が懲戒処
分を受けることとなるから、そのような事態を回避するために配慮した
ものといえること、他方、原告は、本件卒業式においては、本件入学式
とは異なり、式場内に原告の席がないことが事前に告知されており（認
定事実エ）、式場内に立ち入ったとしても、座ることができる席等がな
いことを十分に認識していたにもかかわらず、原告は、正門警備等の役
割を独自の判断で勝手に放棄した上、式場内に立ち入る際には、わざ
わざ式場外にあった丸椅子を持ち込み、自らの席を作り出して着席し、国
歌斉唱時に起立斉唱しなかったこと、以上の事実が認められ、これら原
告の行動は、本件通達に反するばかりか、本件職務命令にも明確に違反
するものであり、規律や秩序を害する程度が相当大きいものであると評
価することができる。

(イ) 原告は、上記アで検討した本件入学式と同様に、本件職務命令につ
いても本件卒業式の挙行時間を含めて従事することが含まれているもので
はなく、その職務を途中で放棄したものではないと主張し、原告及び証
人福井も同旨の供述等をする。

しかしながら、原告が本件入学式における職務命令に反して本件戒告
処分を受けていること（前記前提事実(3)）、上記アで認定説示した各事
情と同様に、本件卒業式においても、役割分担表においては式場外と式
場内との業務が明確に区分されており、原告もこのことを十分に認識理
解していたと認められること（認定事実ウ）、不測の事態に備えるとい
う正門警備等という役割の性質からして、そもそも卒業式の適宜の時点
で果たせばよいものとおおよそ捉えられない上、かえって原告が森校長
に本件卒業式への参列を求めた際の会話においても、森校長から何が起
きるか分からないので、それだけの人数を正門警備等に割り当てている
との発言があり、原告も特段これに異を唱えていないこと（認定事実イ）、
式場外の職務を分担する教員については座ることができる席等が用意さ
れておらず、原告は、同事情を認識していたこと（認定事実オ）、以上
の各事情に鑑みれば、本件職務命令は本件卒業式が終了するまでその役
割を果たすということの内容とするものであることは明らかである。し
たがって、原告の上記主張は採用できない。

また、原告は、入学式及び卒業式における警備はその他の文化祭など
の学校行事等と性格が異なり適宜役割を果たせばよい旨主張し、同主張
に沿った供述をするが、上記各事情に照らして、採用できない。

(ウ) なお、原告は、本件卒業式に参列する意義について述べるが、上記し
た原告の行動及びその経緯等に照らせば、原告の上記行動は、卒業式に
参列することに意義があるとか、卒業式の主役である生徒あるいはその
保護者のことを第一に考えたものであるとは認め難い。

また、森校長から原告に対しては、原告の上記希望を満たすように起
立する旨言明すれば式場内での役割に転換する旨の方策が一時提案され
ているが（上記(5)イ）、そのような提案を行うことの是非はさておくと
しても、森校長においても、本件卒業式において原告の不起立をした場

合においては、これを不問にするような方策を伝えたものではなく、不起立自体が職務命令に違反するものであることや正門警備等の意義、性質なども併せて伝達したものであって（上記(5)イ）、原告も、同校長の意図を認識していたものと認められる。

ウ(7) 以上検討したところによれば、本件減給処分の対象となった原告の非違行為は、本件卒業式における国歌斉唱時の不起立不斉唱という本件通達に反するだけにとどまらず、原告に与えられた職務命令に明確に違反するものであること、その態様を見ても、式場内の役割を与えられておらず、また、式場内に自らの席がないことを認識しながら、無断で卒業式場に座るための椅子を持ち込み、自らの席を作り出した上で、国歌斉唱時に同椅子に座ったままで国歌斉唱しなかったというものであること、以上の点に鑑みると、式場内の役割を与えられて式場内にいた教員が式場内で起立斉唱しなかった態様のものとは到底同視することができず、原告は本件不起立に積極的かつ意図的に及んだものといえる。しかも、原告は、本件減給処分の対象となった本件不起立と同様の行為を、本件入学式でも行い、本件戒告処分を受けているのに、再度職務命令に反して、その本来の職務を放棄して、無断で式場内に立ち入り、本件不起立に及んだもので、同行為は、地方公務員として期待される規律や秩序を保持する義務や学校行事の厳肅性よりも原告自らの世界観ないし価値観を優先させたものであるといわざるを得ない。

(イ) 以上認定説示した諸事情を総合すると、本件減給処分による不利益の内容をいかに考慮してもなお、規律や秩序の保持の必要性は高く、本件減給処分を選択することの相当性を十分に基礎付ける具体的な事情があるものと認めることができるのであって、本件通達及び本件職務命令の違反を理由として原告に対して減給処分をした府教委の

判断は、懲戒権者としての裁量権の範囲を超え又はこれを濫用したも
のとして違法であるということとはできない。

5 争点5（本件損害賠償請求の成否及び損害の内容）について

原告は、本件減給処分は取り消される違法な処分であり、このような違法な処分を受けたことで強い精神的な苦痛を受けたなどと主張するが、上記4で認定説示したとおり本件減給処分は違法なものと認めることはできないから、その限りにおいて、原告の請求は理由がないといわざるを得ない。

第6 結論

以上のとおり、原告の本件各請求はいずれも理由がないから、いずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第5民事部

裁判長裁判官 内 藤 裕 之

裁判官 佐々木 隆 憲

裁判官 三 重 野 真 人



これは正本である。

平成28年7月6日

大阪地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 廣田 雅

